

I 農政の重要課題に即した技術的対応の基本方向

(I) 食料自給率の向上

国民に食料を安定的に供給していくため、国・都道府県・市町村（以下「行政機関」という。）、普及指導センター、試験研究機関、関係団体等が連携し、次の点を中心に国内における食料自給率の向上に向けて積極的に取り組む。

1 水田等の有効活用

食料自給率を向上させるためには、我が国の気候風土に適した優れた生産装置である水田を維持し、有効に活用することが重要である。

このため、国内の主食用米の需要が低迷していることも踏まえ、新規転作田、調整水田等における麦、大豆、飼料作物、米粉用米・飼料用米等の需要に応じた生産拡大、さらには二毛作の導入等を推進する。（後掲 II (I)）

2 飼料自給率の向上

配合飼料価格が高い水準で推移していることから、自給飼料に立脚した持続可能な畜産経営の確立を進める必要がある。そのため、飼料自給率の向上対策として、青刈りとうもろこしや稻発酵粗飼料の生産を促進し、耕畜連携の下で飼料増産運動を展開する。耕作放棄地における放牧の推進等を図るとともに、食品残さを飼料化したエコフィードや飼料用米の生産・利用の推進を行う。（後掲 II (IV)）

3 耕作放棄地の解消

食料自給率の向上に向けて、限りある農地を有効に利用するため、農用地区域を中心に、増加傾向にある耕作放棄地（全国の耕作放棄地：38.6万ha（2005農林業センサス））の解消に取り組む。

耕作放棄地のうち耕作可能な状態にあるが所有者に耕作の意思がない不作付地については、改正農地法（平成21年12月15日施行）の適切な運用等により利用を促進する。一方、現状では耕作が不可能な荒廃した耕作放棄地については、これらに加え、耕作可能な状態への再生と利用への支援を講じ、その有効利用を促進する。さらに、農地に復元困難な土地については、必要に応じ、周辺農地への悪影響の防止や立地条件に応じた利用を図る。

<関連情報>

農林水産省HP「耕作放棄地対策の推進」

（<http://www.maff.go.jp/nousin/tikei/houkiti/index.html>）